

鳥取市ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、結婚、出産又は子育てを機会とした若年者のI・J・Uターンを促進するため、移住を目的として転入した世帯に対し奨励金を交付することにより、転入人口の増加を図るとともに、本市の少子化を抑制することを目的として交付する。

(補助対象世帯)

第3条 本補助金の交付の対象となる世帯は、鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口相談者登録している世帯かつ県外から本市に転入した世帯であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請日の前2か月以内に世帯2人以上で新たに住民登録をした世帯であること。ただし、本要綱の施行日以降に転入した世帯であること。
- (2) 新たに住民登録をした世帯員のうち1人以上（子を除く。）が転入日において満39歳以下であること。
- (3) 新たに住民登録をした世帯員全員が転入日前1年以内に本県に居住したことがないこと。
- (4) 転勤、研修等による転入でなく、本市に継続して3年以上定住する意思を持って転入していること。
- (5) 本補助金の交付の申請をする日において、次のいずれかの要件を満たしていること。
 - ア 結婚（事実婚及び性的マイノリティのカップルによるパートナーシップを含む。以下同じ。）をして10年以内であること。
 - イ 新たに住民登録をした世帯員に妊娠中の者がいること。
 - ウ 新たに住民登録をした世帯員に高等学校入学前の子がいること（高等学校入学前の子が近居している場合は、世帯員とみなす）。
- (6) 世帯員全員が鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び暴力団員等との関係を有していないこと。
- (7) 世帯員全員が過去に本補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 世帯員全員が鳥取市ふるさと移住支援金の交付を受けていないこと。

(補助金の額等)

第4条 本補助金の額は、前条第5号アからウまでに掲げる要件のうち、アのみを満たす世帯は1世帯当たり5万円、イ又はウを満たす世帯は1世帯当たり10万円とし、予算の範囲内において交付する。

2 本補助金の交付は、同一の世帯に対し1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 本補助金の交付に係る事業は、規則第11条の2に規定する市長が別に定める場合とし、規則第4条に規定する申請及び規則第11条に規定する請求に関する手続を併合するものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付決定日になさ

れたものとみなす。

2 本補助金の交付を受けようとする世帯の代表者（以下「申請者」という。）は、転入日から起算して2月を経過する日までに、様式第1号に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯員全員の住民票の写し
- (2) 世帯員全員の戸籍の附票の写し（転入日前1年間の居住地の履歴が分かるもの）
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 戸籍謄本の写し（要綱第3条第1項第5号のアの要件で申請する場合に限る）
- (5) 母子手帳の写し（要綱第3条第1項第5号のイの要件で申請する場合に限る）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、補助金の交付を決定するときは、申請者の居住の実態等について必要な調査をすることができる。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、規則第13条及び第14条の規定により、本補助金の交付の決定を受けた日後3年を経過する日前に世帯員の全員又は一部が市外へ転出したときは、やむを得ない場合を除き本補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した本補助金の全部（県内の他の市町村に転出した場合にあつては2分の1）に相当する額の返還を命ずる旨を交付の条件として付するものとする。

（着手届を要しない場合）

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は、要しない。

（実績報告）

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出は、要しない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。